



国民の森林・国有林

立木 第3回
資格付一般競争

入札の御案内

令和4年10月19日 施行
13時30分入札開始

※代理人の入札への参加

①委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日に出席せず、代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

②入札書

「入札書」（別紙2）に入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名とともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

〒979-0201 福島県いわき市四倉町字東二丁目170-1

磐城森林管理署

☎ 0246 代表 (66) 1234
FAX (66) 1255

公 売 公 告

令和4年9月16日
分任契約担当官
磐城森林管理署長 高塚 慎司

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参考し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売扱規程(昭和25年5月17日農林省告示第132号)及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和4年10月19日(水)

入札開始 13時30分(受付開始 13時15分 受付締切 13時30分)

※1号物件から順次、締め切り、開札を実施します。

2 入札及び開札の場所

磐城森林管理署 2階 入札室

3 郵便入札

認めます。

(1)送付場所 〒979-0201

福島県いわき市四倉町字東2丁目170-1 磐城森林管理署

(2)到着期限 令和4年10月18日(火) 17時15分必着。

※郵便入札の到着期限を入札前日の営業日としているのでご注意ください。

※上記の期限以後到着したものは、無効とします。

(3)その他留意事項

物件番号ごとに内封筒(物件番号記載)に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

なお、入札書の日付は、入札日当日として下さい。

詳細は「郵便入札をされる方へのお願い」(別紙8)のとおりです。

4 入札物件

(1)次の事項については、「販売物件明細書」のとおりです。

ア 入札番号

イ 管轄事務所

ウ 伐採種(皆伐・間伐)

エ 物件所在地

オ 樹種・林齡・面積・数量

カ 搬出期間

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書(林産物の売払)」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

(1)予算決算及び会計令第70条に該当する者。

(2)予算決算及び会計令第71条に該当する者。

(3)関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) **入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。**誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後は誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1)代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」(別紙1-2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するととも

に代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札
- エ 記名を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- ケ 入札時刻に遅れました入札
- コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

- ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても、受理しません。また、どのような事由があつても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和4年10月26日(水)までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定めるところにより認めます。(年利0.59%)

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金 = (契約代金 × 延納期間 × 延納利率) ÷ 365日

ただし、分取林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000m³未満は6ヶ月以内、1,000m³以上は10ヶ月以内とします。

13 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。
この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があったときに引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を磐城森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を磐城森林管理署長に提出して下さい。

14 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書案
 - ア 販売物件明細書: 磐城森林管理署又は磐城森林管理署ホームページでご覧下さい。
 - イ 契約書(案): 磐城森林管理署で閲覧して下さい。
磐城森林管理署のホームページアドレス
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/iwaki/index.html>

- (2) 各規程等

- ア 国有林野事業林産物売買契約約款
 - イ 国有林野の産物売払規程
 - ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得
 - エ 各種様式(別紙1:委任状、別紙2:入札書)
- 上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。
- 関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報
- ホームページを閲覧できない方は、磐城森林管理署 業務グループ(経営担当)までお問い合わせ下さい。
- 関東森林管理局のホームページアドレス
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙3)に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が當まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。

なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。

- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明してください。
- (4) 本物件は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」(平成26年12月17日付け福島県農林水産部部長通知)に準拠し、事前に空間放射線量率の測定を実施し $0.50 \mu\text{Sv/h}$ 以下であること、また、 $0.50 \mu\text{Sv/h}$ 超の場合は、樹皮の放射線物質濃度が $6,400\text{Bq/kg}$ 以下であることを確認しています。なお物件毎の測定結果は、別紙7に示すとおりです。
- (5) 分収林契約が締結されている物件については、収益分収となるため、通常の立木販売の納入方法と異なります。
　　国の持分にかかる代金(官収分)については、国の発行する納入告知書により納付していただきます。代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。
　　分収林契約者の持分にかかる代金(民収分)については、契約者の金融機関の口座に振り込んでいただきます。なお、振込にかかる銀行等の振込手数料は、買受人の負担となります。分収林の振込手数料については予め予定価格から控除してありますので申し添えます。代金の延納については認めません。
- (6) 事業着手前に管轄の森林事務所へ「立木販売箇所の作業計画届」(別紙6)を提出願います。

16 搬出等に関する注意事項

別紙4「特約事項」のとおりです。

17 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

磐城森林管理署 業務グループ(経営担当)

電話番号 0246-66-1234 FAX 番号 0246-66-1255

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
磐城森林管理署長 殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1-2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委任状

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
磐城森林管理署長 殿

入札書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
磐城森林管理署長 殿

(入札者)
住 所

商号又は名称
代表者氏名

(代理人)
氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の氏名を記入すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

特約事項

- ・ 買い受けた物件の対象木は、全て伐倒・搬出してください。特別な事情により立木を残す場合には森林官等と協議してください。
- ・ 森林作業道について地形、地質、土質等の条件を考慮しない路線設計や不適切な排水処理、縦断勾配、切土高等、作設指針に基づかない作設したことに起因し、一部地域の皆伐後の造林地等において台風や大雨により森林作業道の表土等が林地や林道等へ流出する事例が発生していることから、**別紙5「特記仕様書」に基づき森林作業道を作設すること。**
- ・ 法令制限林（保安林等）内での伐採・搬出等については、県知事等に届出・申請の手続きが必要となる場合があります。必要な手続き等は、当該許認可権限を持つ機関の指示の下、買受人において確実に行ってください。
また、届出内容等については、森林官等と十分な打ち合わせをお願いします。
- ・ 伐採搬出作業に当たり、国有林以外の民有地を利用する場合には、買受人において当該地権者から使用承諾を得てください。
- ・ 公道利用における申請については、買受人において所定の手続きを行ってください。
また、生活用道路の通行に当たっては、当該道路を使用する近隣住民の方の通行に支障が無いよう措置してください。
- ・ 物件の搬出について、搬出・運搬に使用する車両が運搬区間を走行できるか現地において十分確認の上、入札してください。
また、林道等を通行した場合には事業終了後に路面整正の要否を森林官等へ確認の上、森林官等の指示に従ってください。
- ・ 各物件には作業道の作設等に係る搬出支障木は含まれません。作業道作設等の理由により、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は、搬出支障木の調査及び事務手続きに時間を要することから、予め余裕をもって当該森林事務所に連絡してください。
- ・ 間伐売払い区域内の作業道の作設にあたっては、物件材積の5%を超えないよう検討していくだくとともに、搬出支障木の調査・売払いは、1回を原則といたします。
- ・ 伐採搬出作業に当たっては「境界標」や「保存木」等を損傷させないよう十分配慮してください。万一、損傷等を与えた場合には、買受人の責任に於いて復元等していただきます。
- ・ 伐採搬出作業時に発生する末木枝条・伐根等が沢に入らないよう注意してください。
また搬出終了時には、沢に入った末木枝条等の片付けを行い、森林官の確認の上、森林官等の指示に従ってください。(手直しも想定されることから林業機械収去前とする)
- ・ その他の詳細については、現地案内の際に説明することとし、現地案内に参加されなかった場合でも当該説明事項については承知されたものとみなします。

特記仕様書（標準例）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固に締め固めた土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輌系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ① 地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③ 排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④ 急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤ S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ① カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ② 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滯水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帶を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm 每の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

立木販売箇所の作業計画届

令和 年 月 日

森林事務所 森林官 殿

安全指導の記録

No.1

		指導年月日		作業の内容		安全指導等の内容	
指導者名		従事者の数					
買受者の所在地：		R 年 月 日		R 年 月 日		R 年 月 日	
名 称：		R 年 月 日		R 年 月 日		R 年 月 日	
代表者名：							
電 話：							

区分		内 容		容	
契 約 方 法	公売・隨契	契約月日	令和 年 月 日	契約月日	令和 年 月 日
場 所	国有林	林班	小班(全・内)	R 年 月 日	
契 約 数 量	面積 ha	樹種	外・材積 m ³	R 年 月 日	
伐 採 方 法	皆伐	間伐	その他()	R 年 月 日	
作 業 の 形 態	自社	下請	その他()	R 年 月 日	
作 業 期 間	(自)令和 年 月 日～(至)令和 年 月 日			R 年 月 日	
搬 出 方 法	架線集材	トラクター集材	その他()	R 年 月 日	
從 事 作 業 員 の 内 訳	作業員數	名(常雇)	臨時名	R 年 月 日	
伐採搬出計画 下請等の場合の相手方 の住所・氏名・電話番 号	住 所 :			R 年 月 日	
	名 称 :			R 年 月 日	
	代 表 者 :			R 年 月 日	
電 話 :				R 年 月 日	
現場責任者の氏名等	氏 名 :	tel :		R 年 月 日	
林業架線作業主任者	氏 名 :			R 年 月 日	
地山掘削作業主任者	氏 名 :			R 年 月 日	
車両系建設機械運転	氏 名 :			R 年 月 日	
かかり木の処理業務	氏 名 :			R 年 月 日	
現場責任者等の氏 名					

物件毎の空間放射線量率

注 1) 空間放射線量率は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」に準拠し測定しています。

注2) 樹皮の放射性物質濃度は、空間放射線量率が0.5μSv/h超の林分の場合のみ、抽出調査により測定しています。

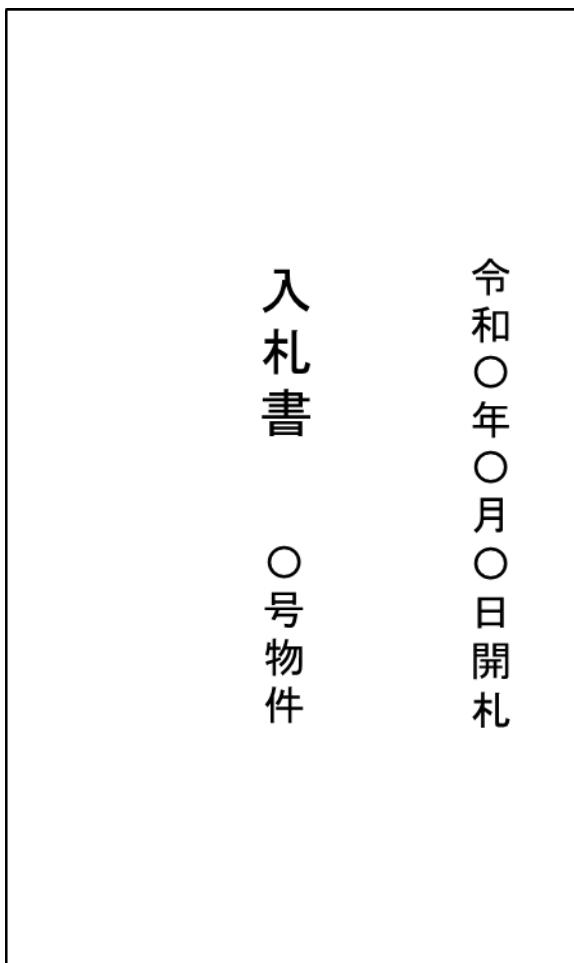
郵便入札をされる方へのお願い

下記のとおりの郵便入札方法となっておりますので、ご理解とご協力を
お願い致します。

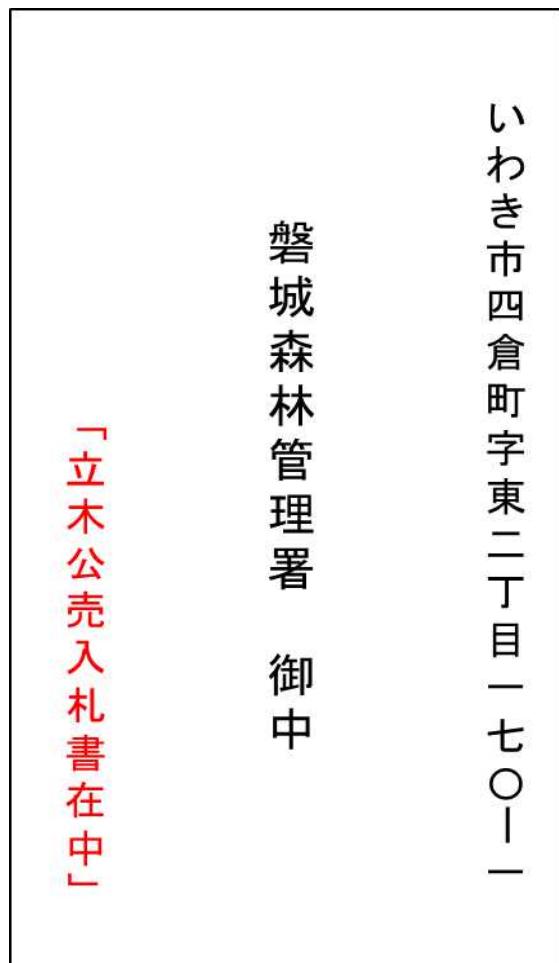
記

1. 入札に用いる封筒は**二重封筒**とし、入札書は物件番号を記載した内封筒に入れ、封をした上で**外封筒**に入れて下さい。
2. 外封筒には、「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送りください。（記載例を参考にお願いします。）

(内封筒の記載例)



(外封筒の記載例)

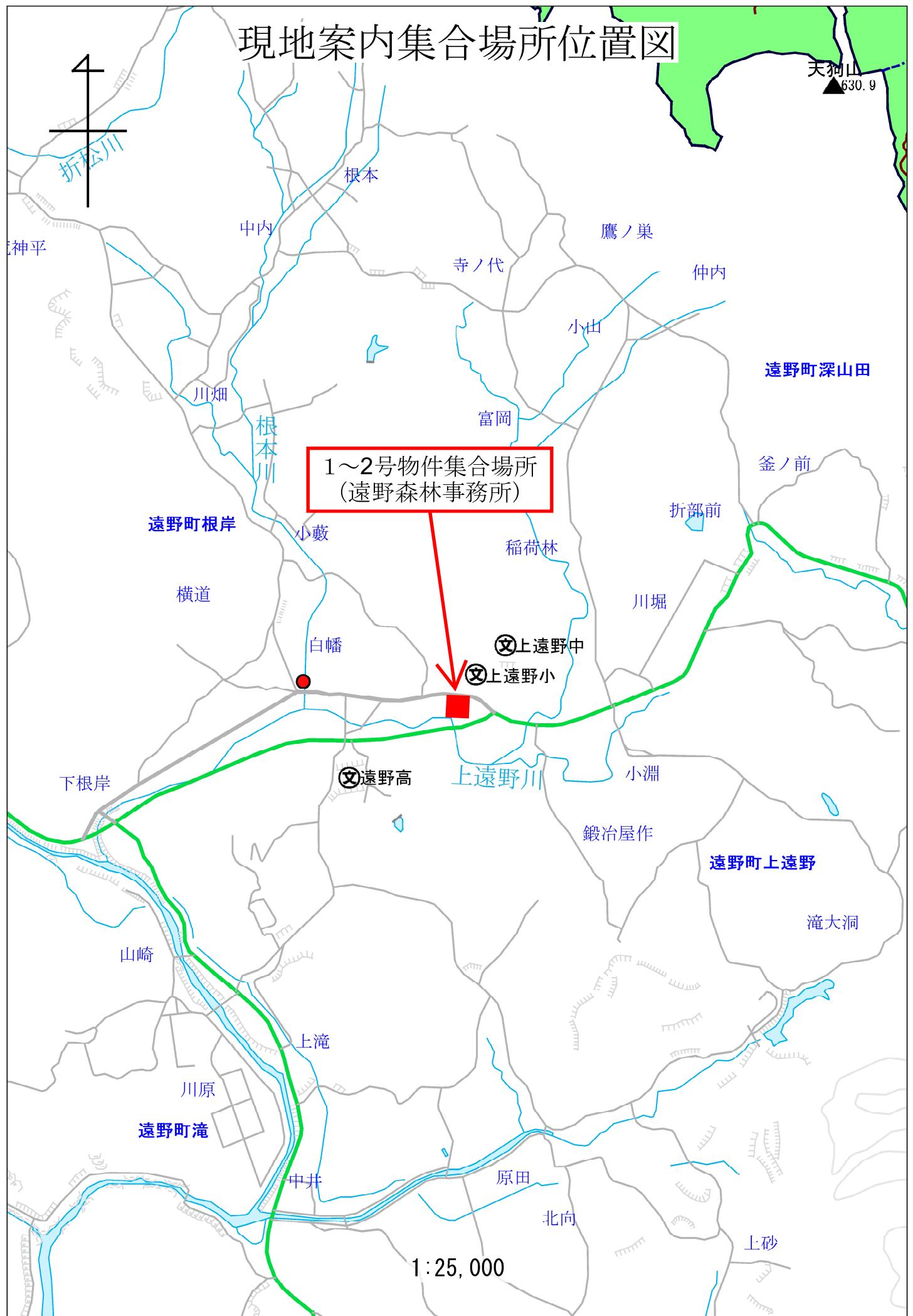


立木販売現地案内

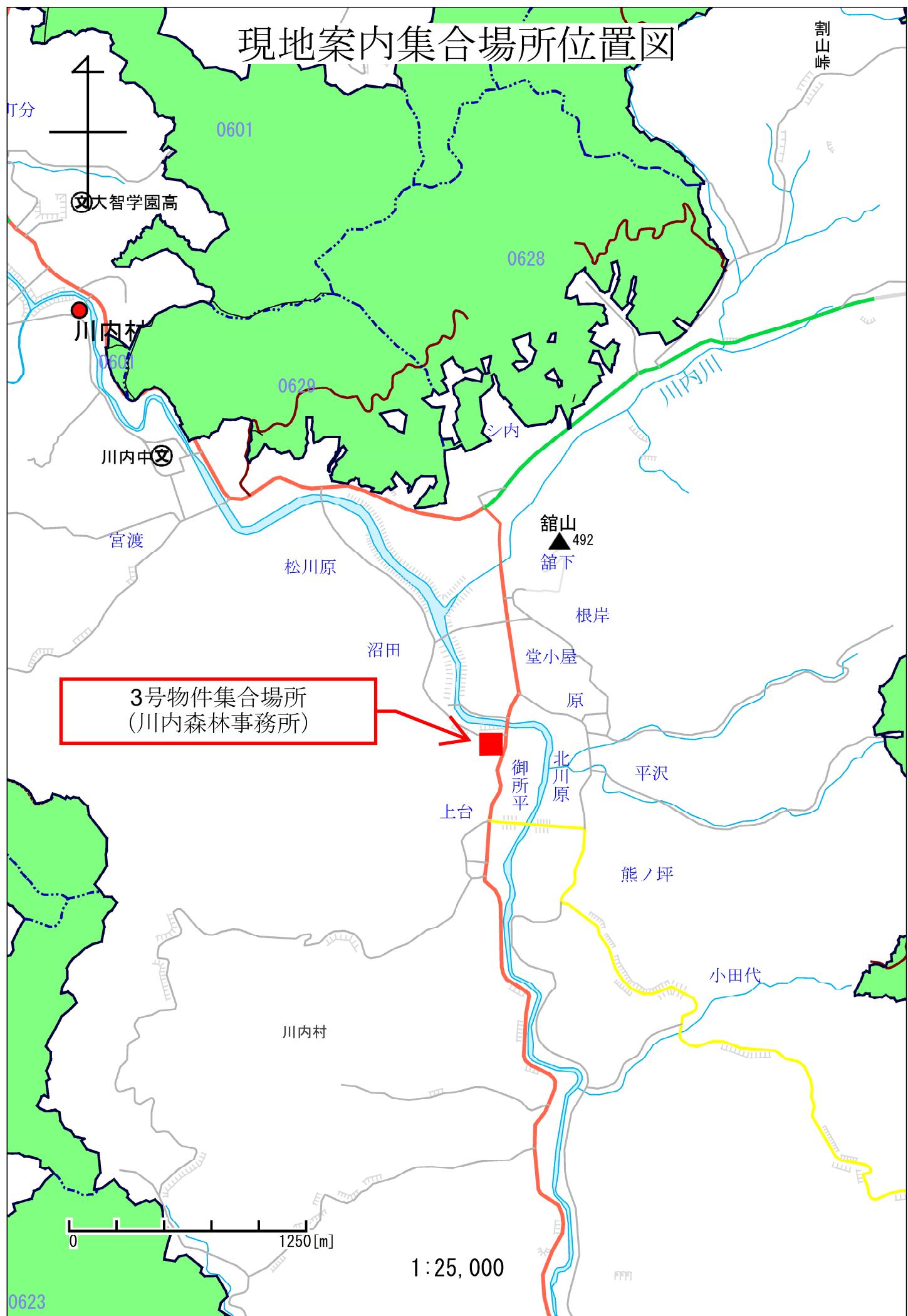
入札番号	林小班	案内日時及び集合場所	案内者	電話番号
1～2	425ほ 435～	10月6日(木) 14:00 遠野森林事務所 (いわき市遠野町上遠野字中ノ町113-3)	遠野森林官	0246(89)2517
3	616の1	10月6日(木) 10:00 川内森林事務所 (双葉郡川内村下川内字石崎31-5)	川内森林官	0240(38)2612

※現地案内については雨天決行ですが、状況によっては延期する場合がございます。
その場合は案内日の前営業日16:00までに決定しますので、該当案内者へご確認ください。

現地案内集合場所位置図



現地案内集合場所位置図



壳 扒 物 件 一 覧 表

入札結果

販売物件位置図

N
4

1号物件

2号物件

凡例

販売区域

424

429

431

433

435

遠野町入遠野

諏訪

平口

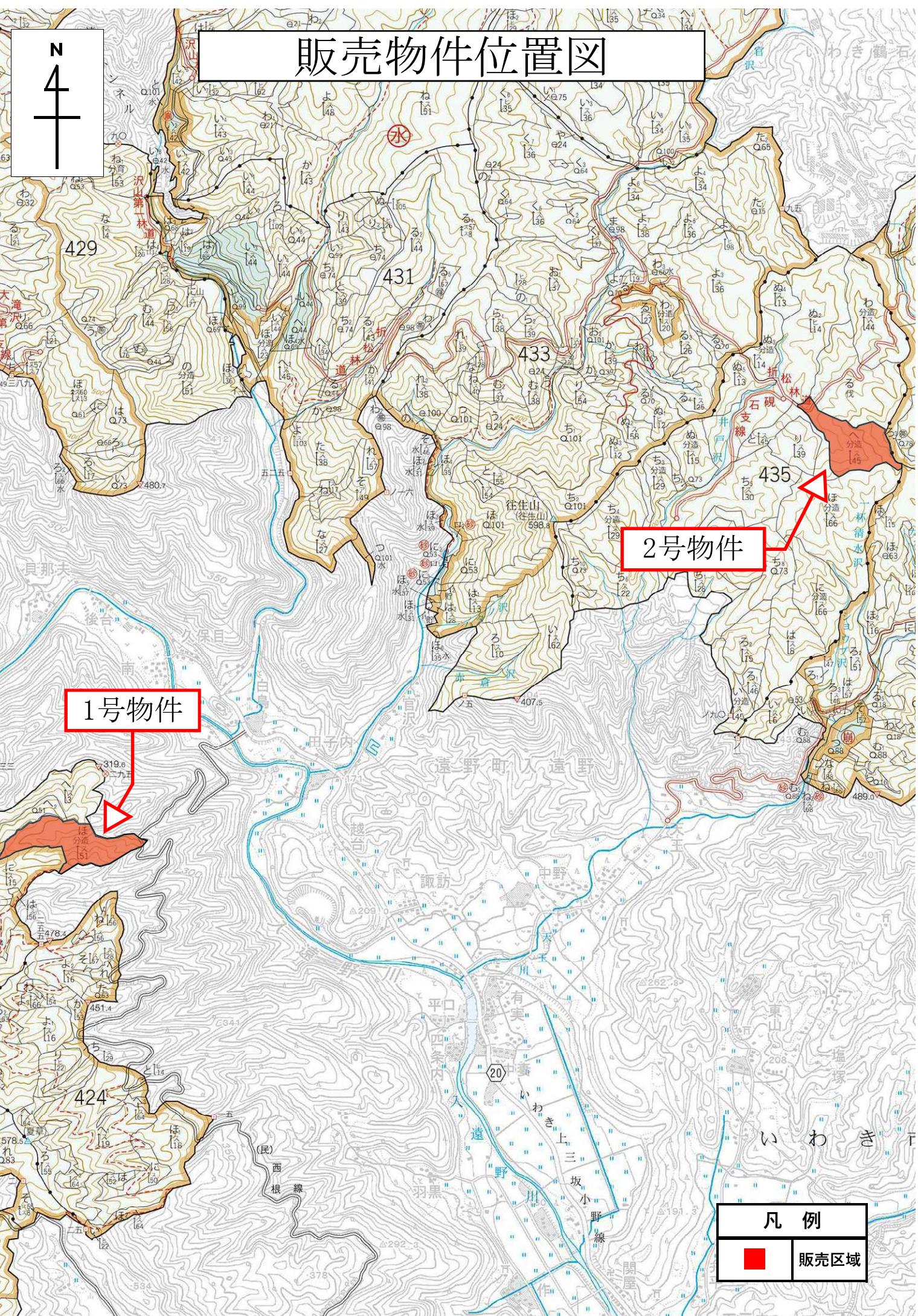
中妻

いわき

上三坂

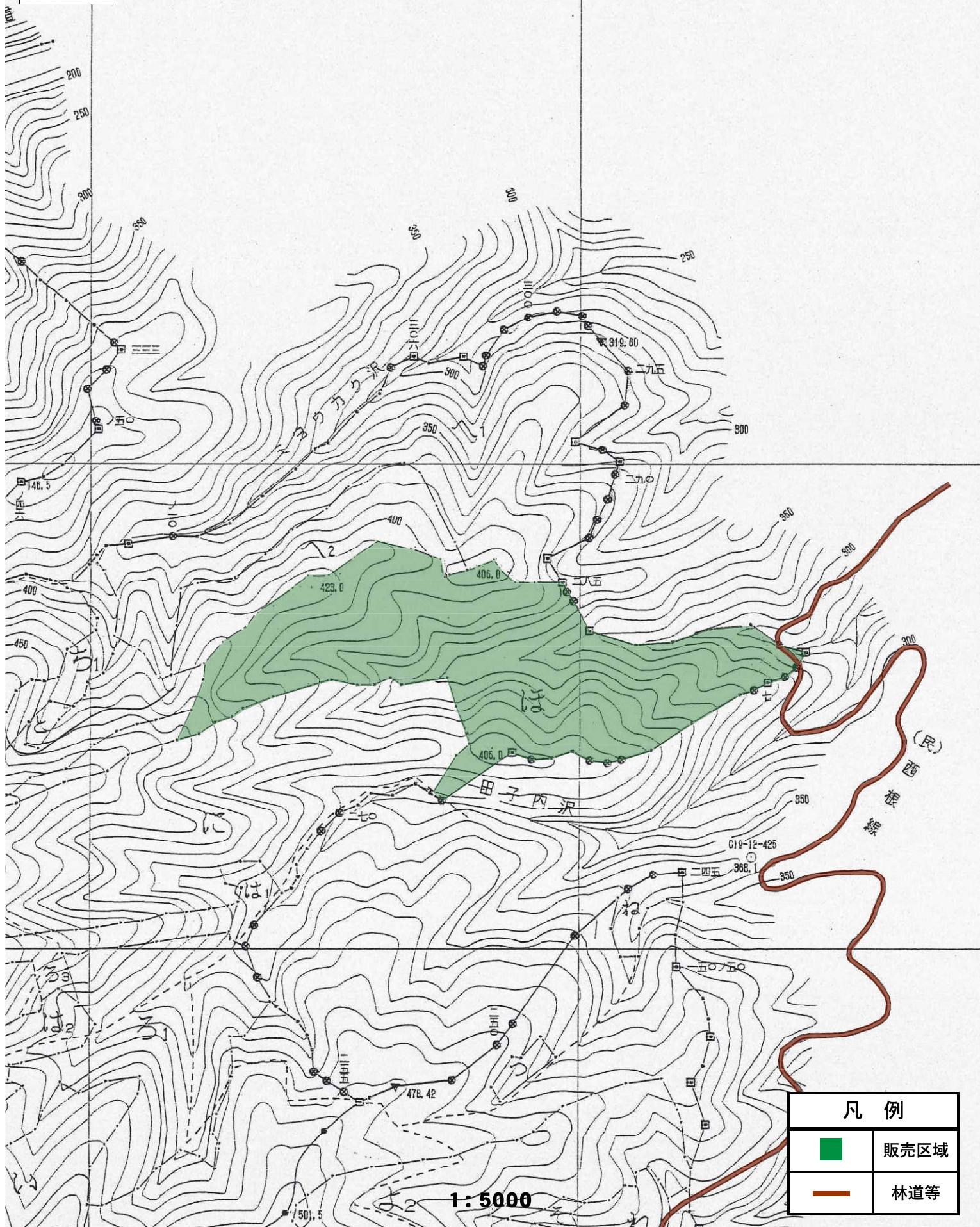
小野

関屋



1号物件位置図

N
4
+



凡例

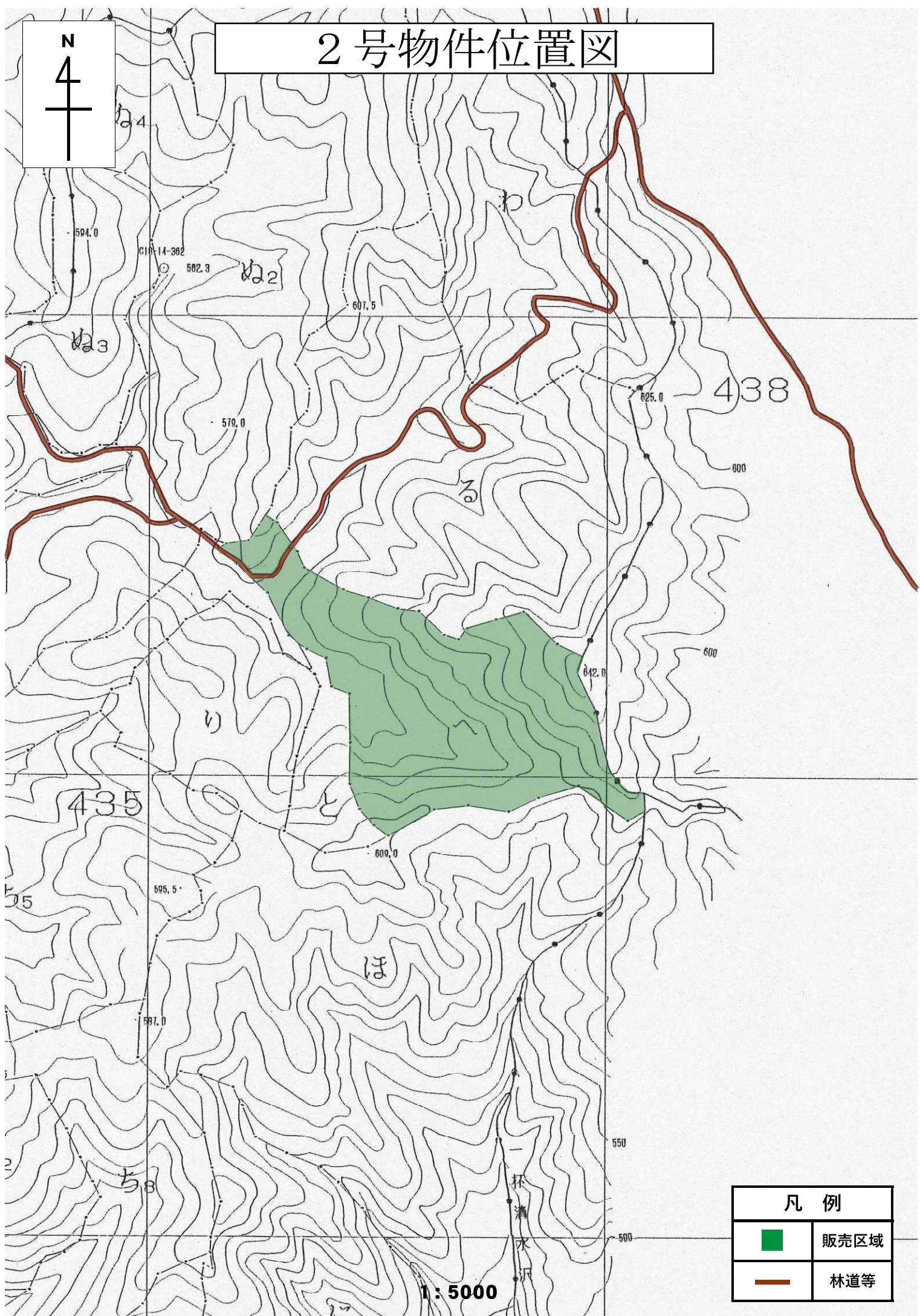
[Green Square]	販売区域
[Red Line]	林道等

1:5000

販 売 物 件 明 細 書

入札番号	物 件 所 在 地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
1	いわき市遠野町入遠野字入遠野国有林425ほ林小班				7.37	皆伐	遠野
樹 種	種 類	区 分	本 数	材 積	※ 分収造林契約箇所	普通林	
ス ギ	生立木	一般材	6,563	4,950.14	※ 搬出期間	契約日より 36ヶ月	
モ ミ	〃	〃	7	7.51	※ 林齡	56 年	
一般材N計			6,570	4,957.65	※ 主要樹種径級別内訳		
ス ギ	生立木	低質材	4,015	940.83	径級	樹高	ス ギ
ヒ ノ キ	〃	〃	6	0.13	12	14	25
モ ミ	〃	〃	289	11.10	14	17	89
低質材N計			4,310	952.06	16	19	259
ク リ	生立木	一般材	8	6.01	18	21	401
コ ナ ラ	〃	〃	5	4.39	20	22	597
ホ オ ノ キ	〃	〃	2	0.86	22	23	704
一般材L計			15	11.26	24	24	731
低質材L計	生立木	低質材	1,017	156.88	26	25	753
					28	25	608
					30	25	564
					32	25	455
					34	26	336
					36	26	303
					38	26	227
					40	26	158
					42	26	119
					44	26	67
					46	26	61
					48	27	37
					50	29	29
					52	30	15
					54	31	9
					56	31	9
					58	28	1
					58	29	1
					58	32	1
					60	32	1
					62	29	1
					64	29	1
					66	30	1
					計		6563
					径級	樹高	モ ミ
					26	23	1
					30	24	1
					32	25	1
					34	24	1
					34	25	1
					36	28	1
					36	29	1
					計		7
合 計			11,912	6,077.85			

2号物件位置図

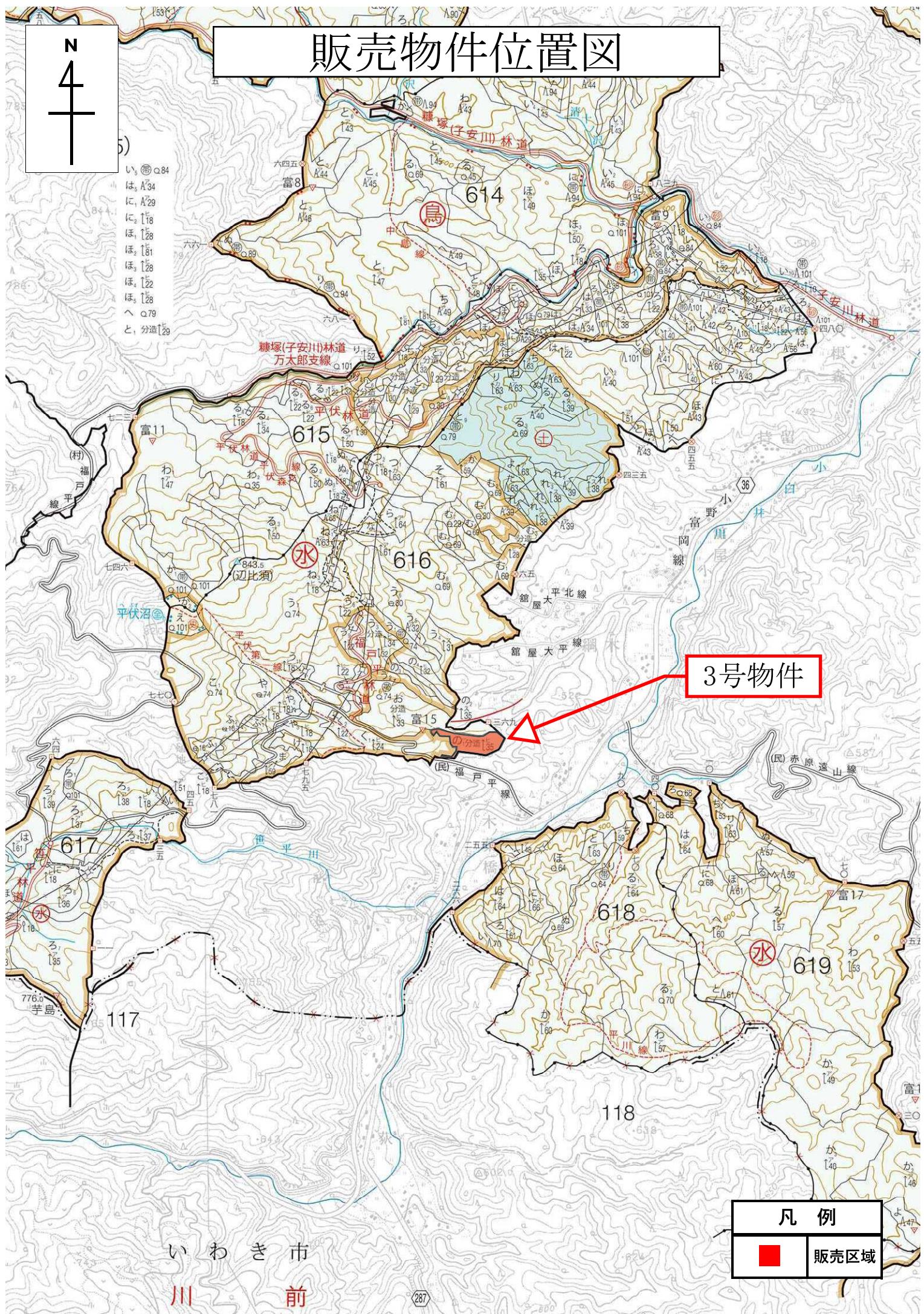


販 売 物 件 明 細 書

入札番号	物 件 所 在 地				面積(ha)	伐採種	森林事務所			
2	いわき市遠野町入遠野字入遠野国有林435～林小班				6.94	皆伐	遠野			
樹 種	種 類	区 分	本 数	材 積	※分収造林契約箇所 普通林					
ス ギ	生立木	一般材	4,538	2,710.70	※搬出期間 契約日より 36ヶ月					
ア カ マツ	〃	〃	12	8.75	※林齡 50 年					
一般材N計			4,550	2,719.45	※主要樹種径級別内訳					
ス ギ	生立木	低質材	3,292	472.98	径級	樹高	ス ギ	径級	樹高	アカマツ
ア カ マツ	〃	〃	154	56.29	12	11	34	22	18	1
低質材N計			3,446	529.27	14	13	55	24	17	1
ク リ	生立木	一般材	2	0.94	16	16	144	28	18	1
コ ナ ラ	〃	〃	5	2.44	18	17	249	30	15	1
サ ク ラ	〃	〃	4	2.96	20	18	379	32	20	1
一般材L計			11	6.34	22	19	506	34	17	2
低質材L計	生立木	低質材	2,507	299.26	24	20	607	36	15	1
					26	21	568	36	17	1
					28	21	522	40	20	1
					30	22	459	42	16	1
					32	22	300	42	22	1
					34	22	241	計		12
					36	23	183			
					38	25	113			
					40	25	73			
					42	25	42			
					44	25	33			
					46	26	15			
					48	26	1			
					48	27	3			
					48	28	1			
					50	23	1			
					50	25	1			
					50	26	1			
					50	27	2			
					50	28	1			
					52	25	1			
					52	27	2			
					54	24	1			
					計		4538			
合 計			10,514	3,554.32						

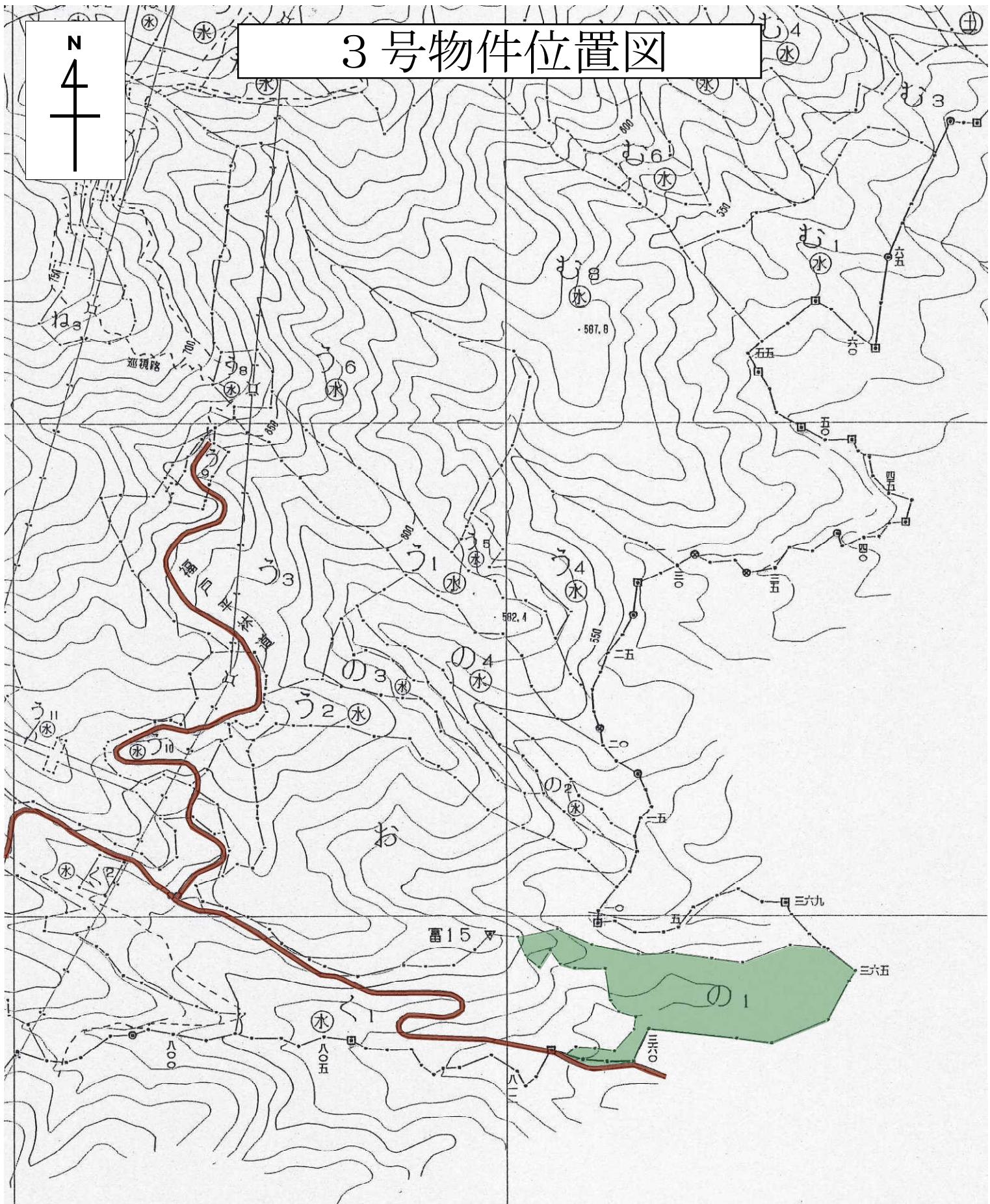
販売物件位置図

N
4
5)



3号物件位置図

N
4



凡例

	販売区域
	林道等

販 売 物 件 明 細 書

入札番号	物 件 所 在 地				面積(ha)	伐採種	森林事務所																																							
3	双葉郡川内村上川内字平伏森外2国有林616の1林小班				2.21	間伐	川内																																							
樹 種	種 類	区 分	本 数	材 積	※分収造林契約箇所 普通林																																									
ヒ ノ キ	生立木	一般材	625	166.78	※搬出期間 契約日より 24ヶ月																																									
一般材N計			625	166.78	※林齡 40 年																																									
ヒ ノ キ	生立木	低質材	174	26.18	※主要樹種径級別内訳																																									
低質材N計			174	26.18	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>径級</th> <th>樹高</th> <th>ヒノキ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>12</td><td>10</td><td>4</td></tr> <tr><td>14</td><td>12</td><td>29</td></tr> <tr><td>16</td><td>13</td><td>82</td></tr> <tr><td>18</td><td>15</td><td>128</td></tr> <tr><td>20</td><td>15</td><td>134</td></tr> <tr><td>22</td><td>16</td><td>99</td></tr> <tr><td>24</td><td>17</td><td>75</td></tr> <tr><td>26</td><td>18</td><td>39</td></tr> <tr><td>28</td><td>19</td><td>29</td></tr> <tr><td>30</td><td>20</td><td>5</td></tr> <tr><td>32</td><td>20</td><td>1</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td>625</td></tr> </tbody> </table>			径級	樹高	ヒノキ	12	10	4	14	12	29	16	13	82	18	15	128	20	15	134	22	16	99	24	17	75	26	18	39	28	19	29	30	20	5	32	20	1	計		625
径級	樹高	ヒノキ																																												
12	10	4																																												
14	12	29																																												
16	13	82																																												
18	15	128																																												
20	15	134																																												
22	16	99																																												
24	17	75																																												
26	18	39																																												
28	19	29																																												
30	20	5																																												
32	20	1																																												
計		625																																												
合 計			799	192.96																																										